

安平町強靱化計画（案）



令和2年 月
安 平 町

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画の背景・策定趣旨	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 地域防災計画との関係	2
(3) 復興まちづくり計画との関係	3
3. 計画の推進期間	3
4. 計画の構成	3
第2章 強靱化の基本的考え方	4
1. 安平町の概況及び災害の概要	4
(1) 位置・面積	4
(2) 地勢	4
(3) 気象	4
(4) 主な災害記録	5
2. 安平町強靱化の目標	7
3. 計画の対象とするリスク	8
(1) 地震	8
(2) 火山噴火（降灰）	8
(3) 豪雨・暴風雨・竜巻（洪水・土砂災害）	8
(4) 豪雪・暴風雪	8
第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム	9
1. 脆弱性評価の考え方	9
(1) 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ	9
(2) リスクシナリオの設定	9
(3) 評価の実施手順	10
2. 安平町強靱化のための施策プログラム	11
(1) 施策プログラム策定の考え方	11
(2) 施策推進の指標となる目標値の設定	11
(3) 推進事業の設定	11

3. 脆弱性評価結果及び施策プログラム	12
(1) 人命の保護	12
(2) 救助・救急活動等の迅速な実施	26
(3) 行政機能の確保	34
(4) ライフラインの確保	37
(5) 経済活動の機能維持	45
(6) 二次災害の抑制	47
(7) 迅速な復旧・復興等	49
第4章 計画の推進	52
1. 計画の推進体制	52
2. 計画の進行管理	52
(別表) 推進事業一覧	53

第1章 はじめに

1. 計画の背景・策定趣旨

(1) 計画の背景

我が国では、平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施し、国土強靱化を推進することとされました。

平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されるとともに、策定から5年が経過した平成30年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した計画の見直しが行われました。また、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、国土強靱化に関する取組みが推進されてきています。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組みを進め、基本法に基づく国土強靱化地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきています。

(2) 計画策定の趣旨

安平町では、平成30年9月6日に北海道胆振東部地震が発生し、震度6強を観測する大きな地震となり、多くの町民が被災するとともに、暮らしや地域経済に甚大な被害を及ぼしました。このため、復旧から復興へと将来を見据えた取組みを進めることを目的に令和元年12月に「安平町復興まちづくり計画」を策定し、安平町が一丸となって復興に向けた取組みを着実に推進しているところです。

こうした中、自然災害に対する脆弱さを改めて見つめ直し、安平町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、さらには安平町の持続的な成長を実現するために必要であり、これまでの取組みを加速していかなければなりません。

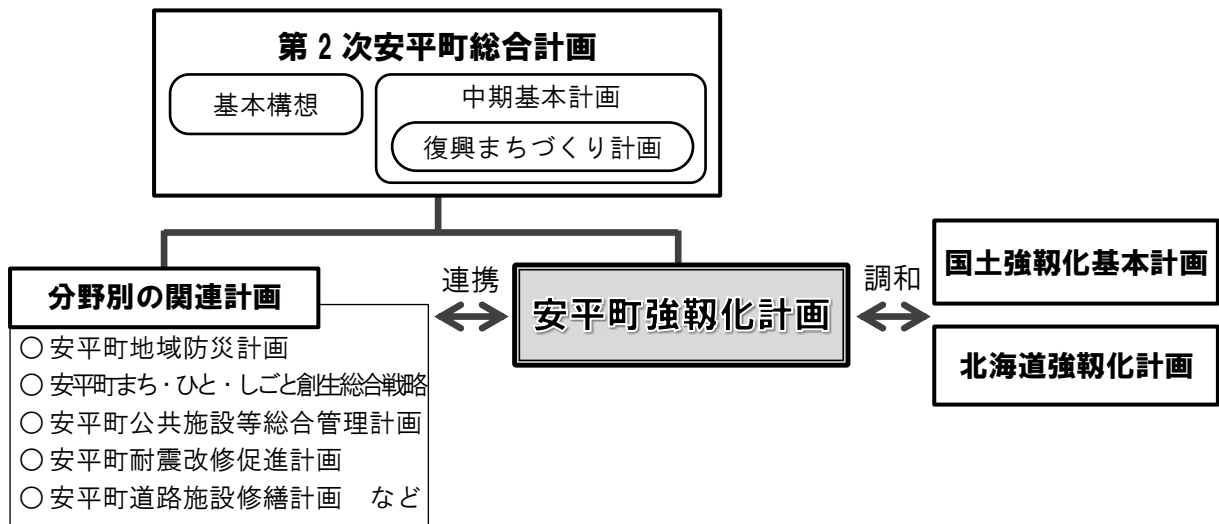
そのため、基本法の趣旨等を踏まえ、安平町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「安平町強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関係する様々な分野の計画等の基本的な指針として位置づけるものです。

このため、「安平町総合計画」や「安平町地域防災計画」をはじめとする他の関連計画や施策と連携しながら、長期的な視点に立って重点的・分野横断的に推進していきます。

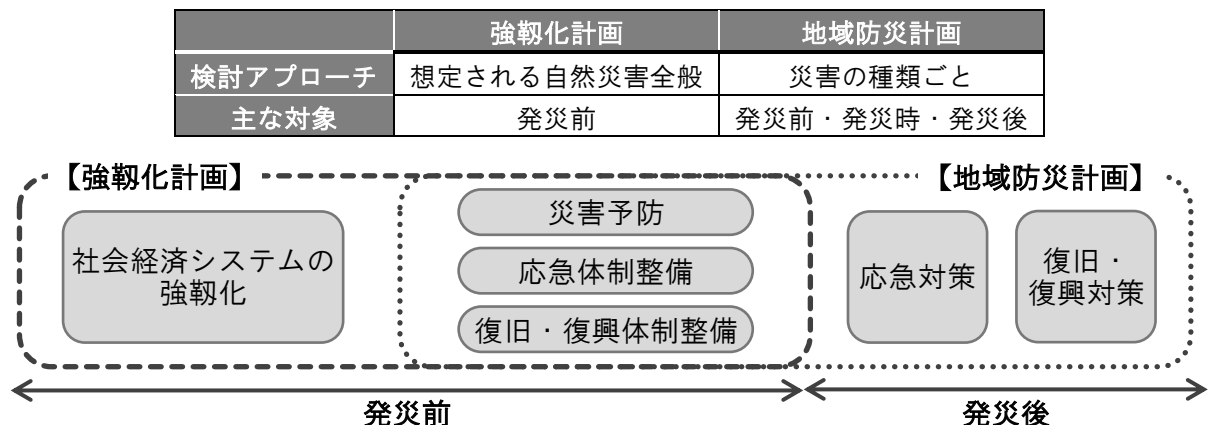


(2) 地域防災計画との関係

「安平町地域防災計画」は、「災害対策基本法」に基づき策定している計画であり、地震や水害等のリスクを特定し、それら災害の発生時及び発災後の応急対策や復旧・復興対策等について定めています。

一方、本計画は、あらゆる大規模自然災害等を想定し、重要な機能が機能不全に陥らない“強さ”と、迅速な復旧・復興を可能とする“しなやかさ”を備えた行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげることが目的とし、主に災害発生前の平時の対策を取りまとめるものです。

両計画ともに災害への対応を定めた計画であり、相互に連携するとともに、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら、強靱化を目指していくこととします。



(3) 復興まちづくり計画との関係

「安平町復興まちづくり計画」では、今後のまちづくりの基本的な考え方と北海道胆振東部地震からの復旧・復興に関する施策をとりまとめ、これまで関連する取組みを着実に進めてきています。

また、復興に向けては、長期的な視点を持って取り組むべき課題も多いことから、「安平町復興まちづくり計画」では、計画期間後のまちづくりに関する内容については「第3次安平町総合計画 後期基本計画」に盛り込み、継続的に災害に強いまちづくりに取り組んでいくこととしています。

そのため、平時からの大規模自然災害等に対する備えについての施策等を取りまとめる本計画においても、北海道胆振東部地震での経験を十分に反映させることはもとより、「安平町復興まちづくり計画」に位置づけた施策等とも十分に整合を図り、復旧・復興とともに強靱化に向けた取組みを進めていくこととします。

3. 計画の推進期間

計画の推進期間は、「第2次安平町総合計画」の計画年度を踏まえ、概ね7年間（令和2年度から令和8年度まで）とします。

なお、社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」の見直しの状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

4. 計画の構成

強靱化計画は、「Step1：地域強靱化を明確にする上での目標の明確化」、「Step2：リスクシナリオ（最悪の事態）の設定」、「Step3：脆弱性の分析・評価」、「Step4：リスクへの対応方策の検討」の手順で検討を進め、以下の構成とします。

第1章 はじめに

- 計画の背景・策定趣旨、位置付け、推進期間

第2章 強靱化の基本的考え方

- 安平町の概況及び災害の概要
- 安平町強靱化の目標
- 計画の対象とするリスク

第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

- 脆弱性評価の考え方
（施策検討の流れ・リスクシナリオの設定・評価の実施手順）
- 安平町強靱化のための施策プログラム
（施策プログラム策定の考え方・施策推進の指標となる目標値の設定・推進事業の設定）
- 脆弱性評価結果及び施策プログラム

第4章 計画の推進管理

- 計画の推進体制、推進方法

第2章 強靱化の基本的考え方

1. 安平町の概況及び災害の概要

(1) 位置・面積

安平町は、北海道の南西部に位置し、北緯42度49分、東経141度49分に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市にそれぞれ接しています。

面積は合計237.16km²であり、可住地面積は117.99 km²となっています。

(2) 地勢

安平町の西側には標高100m～150m程の馬追丘陵が南北に走っており、東側には標高364mのシアピラヌプリを主峰として夕張山地に続く標高100～350m程度の山々が連なっています。

また、中央部には追分から早来にかけて南北に流れる安平川に沿って平坦地が形成されており、南部は低湿地帯となって勇払原野に接しています。地質は、樽前系の火山灰土に覆われています。

(3) 気象

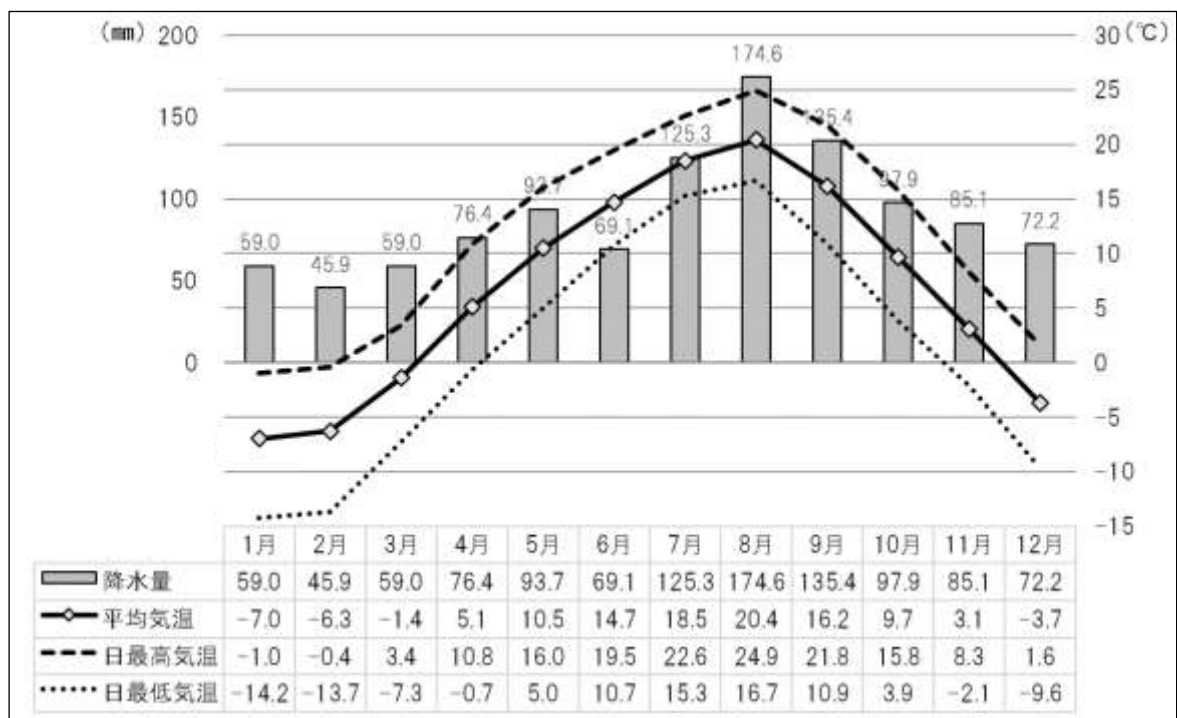
安平町の気候は、夏期は温暖な気候である一方、冬期は-20℃を記録するなど寒暖の差が大きいです。年間平均気温は6.7℃と北海道の平均と比較すると温暖です。

また、年間降水量は1,100 mm程度となっており、降水は夏期(7～9月)に集中しています。冬期の積雪量は30～60 cm程度と、北海道の中では降水量、積雪量ともに比較的少ない地域に属しています。

月別平均気象データ

項目	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	備考	
		観測所	統計期間													
降水量	(mm)	59.0	45.9	59.0	76.4	93.7	69.1	125.3	174.6	135.4	97.9	85.1	72.2	1,093.5	安平	1981～2010
平均気温	(℃)	-7.0	-6.3	-1.4	5.1	10.5	14.7	18.5	20.4	16.2	9.7	3.1	-3.7	6.7	厚真	1981～2010
日最高気温	(℃)	-1.0	-0.4	3.4	10.8	16.0	19.5	22.6	24.9	21.8	15.8	8.3	1.6	12.0	厚真	1981～2010
日最低気温	(℃)	-14.2	-13.7	-7.3	-0.7	5.0	10.7	15.3	16.7	10.9	3.9	-2.1	-9.6	1.3	厚真	1981～2010
平均風速	(m/s)	1.8	2.0	2.5	3.0	3.0	2.5	2.2	2.1	2.0	2.2	2.2	1.9	2.3	厚真	1981～2010
日照時間	(時間)	128.8	140.5	164.2	167.4	176.7	149.1	111.8	137.1	161.0	153.2	115.2	107.4	1,707.9	厚真	1990～2010
降雪の深さ合計	(cm)	121.0	108.0	91.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	18.0	105.0	460.0	安平	1983～2010
最深積雪	(cm)	52.0	66.0	56.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	34.0	68.0	安平	1983～2010

【出典】気象庁「気象データ」



月別平均降水量・気温

【出典】気象庁「気象データ」

(4) 主な災害記録

【地震】(過去10年間で震度5弱以上の地震)

○ 平成30年北海道胆振東部地震(平成30年9月6日)

- ・ 震度6強 ※ 平成31年2月21日 震度5強
- ・ 人的被害 重傷者7名、軽傷者10名
- ・ 住家被害 2,940棟(全壊93棟、大規模半壊56棟、半壊310棟、一部損壊2,481棟)
- ・ 非住家被害 3,076棟(全壊343棟、大規模半壊62棟、半壊493棟、一部損壊2,178棟)
- ・ 停電 4,206戸(町内全戸)
- ・ 断水 3,593戸(給水家屋全戸)
- ・ 被害額 17,694,594千円(早来中学校建設費含まず)

○ 胆振地方中東部(平成29年7月1日)

- ・ 震度5弱
- ・ 住家被害 1棟(一部破損1棟)
- ・ 非住家被害 3棟(一部破損3棟)
- ・ 被害額 210千円

○ 十勝地方南部(平成25年2月2日)

- ・ 震度5弱
- ・ 人的被害 軽傷者1名
- ・ 小学校の窓のひび割れ

【豪雨・暴風雨・竜巻（洪水・土砂災害）】

○ 台風21号（平成30年9月5日）

- ・ 最大風速 18.3m/s、最大瞬間風速 34.3m/s（厚真）
- ・ 住家被害 9棟（一部損壊9棟）
- ・ 非住家被害 20棟（全壊5棟、半壊15棟）
- ・ 停電 追分地区1,070戸、早来・安平地区150戸
- ・ 被害額 153,830千円

○ 台風9号（平成28年8月23日）

- ・ 24時間降水量 61.0mm（安平） 82.5mm（厚真）
- ・ フモンケ川・東安平川増水による敷地流入
- ・ 道路法面等崩壊 3箇所
- ・ 被害額 1,300千円

○ 台風23号（平成27年10月8日～9日）

- ・ 最大風速 14.7m/s、最大瞬間風速 25.0m/s（厚真）
- ・ 停電 早来・富岡地区
- ・ 道路倒木・標識・商店ショーウィンドウ被害 など

○ 大雨（平成26年9月11日）

- ・ 24時間降水量 124.0mm（安平） 51.5mm（厚真）
1時間最大降水量 57.5mm（安平） 27.0mm（厚真）
- ・ 停電 早来・富岡地区（落雷）
- ・ 道路冠水4箇所、路肩・法面崩壊10箇所、側溝滞留3箇所、砂利道路盤流出12箇所 など
- ・ 被害額 1,500千円

【豪雪・暴風雪】

○ 暴風雪（平成28年2月29日～3月1日）

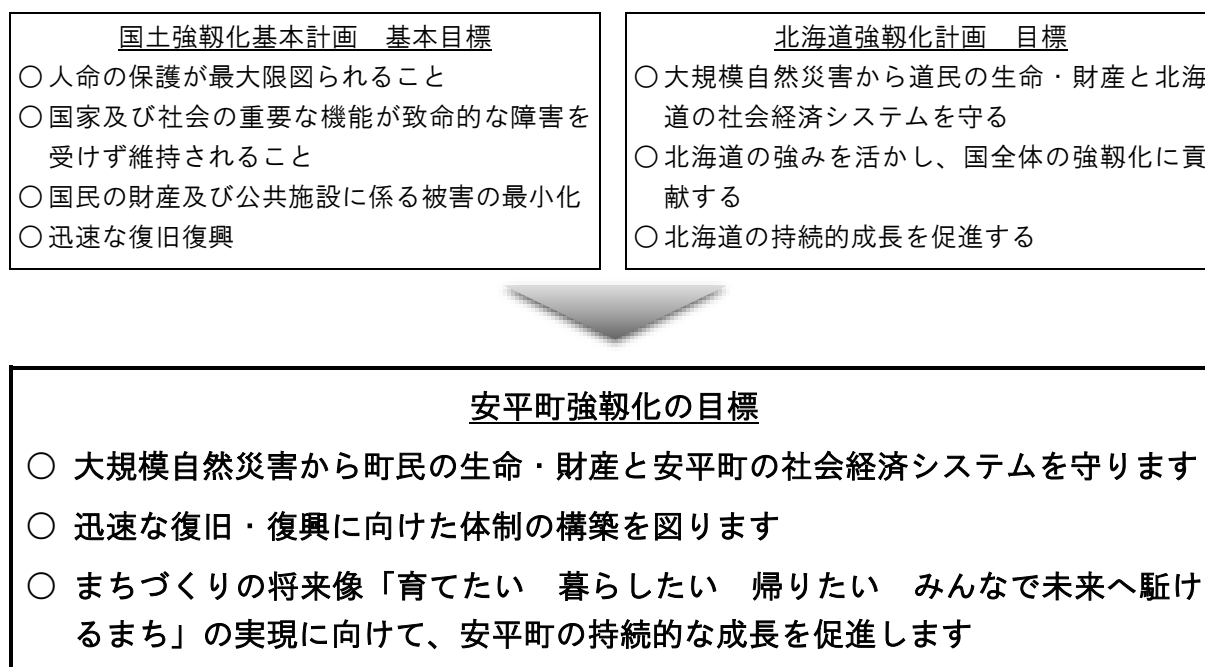
- ・ 2月29日 最大風速 14.4m/s、最大瞬間風速 25.3m/s（厚真）
3月1日 最大風速 12.6m/s、最大瞬間風速 22.6m/s（厚真）
- ・ 営農施設被害 6件（8棟）
- ・ 被害額 450千円

2. 安平町強靱化の目標

強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、安平町の重要な社会経済機能を維持することであり、また、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業やまちづくりなど幅広い分野において、平時の段階から機能強化を図ろうとする取り組みです。

また、大規模自然災害への備えとしての取り組みはもとより、安全・安心を創出する強靱化の取り組みを人口減少対策や地域活性化などの持続的な成長につなげることで、「第2次安平町総合計画」で掲げたまちづくりの将来像「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」の実現に寄与する取り組みを推進していく必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるにあたっては、「国土強靱化基本計画」に掲げる4つの基本目標や、「北海道強靱化計画」に掲げる3つの目標に配慮しつつ、以下の目標を掲げ、関連施策の推進に努めることとします。



3. 計画の対象とするリスク

安平町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、本計画において対象とするリスクは、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」と同様に、大規模自然災害とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標に掲げる「町民の生命・財産と安平町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、災害事象ごとの概略を以下に示します。

(1) 地震

【太平洋沖における海溝型地震】

- 十勝沖から択捉島沖..... 30年以内にM8.8程度以上の地震発生確率：7～40%
- 根室沖..... 30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率：80%程度

【内陸型地震】

- 道内の主要活断層：13箇所

「長期評価による地震発生確率値の更新について」地震調査研究推進本部地震調査委員会：令和2年1月

(2) 火山噴火（降灰）

- 常時観測火山：9火山（全国50火山）
（胆振総合振興局管内）樽前山、倶多楽、有珠山
（その他道内）アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、北海道駒ヶ岳、恵山

(3) 豪雨・暴風雨・竜巻（洪水・土砂災害）

- 過去30年の北海道への台風接近数は、年平均2個（全国平均約6個）と比較的少ないですが、これまでも前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生
また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 将来の降雨の変化等に関する評価は、全国平均に比べ降雨量の増加率が高いとの予測
「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言」気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会：令和元年10月
- 1991年から2017年の間に、47の竜巻等突風が発生

(4) 豪雪・暴風雪

- 積雪寒冷地域である北海道では、豪雪や雪崩、吹雪による交通障害や家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

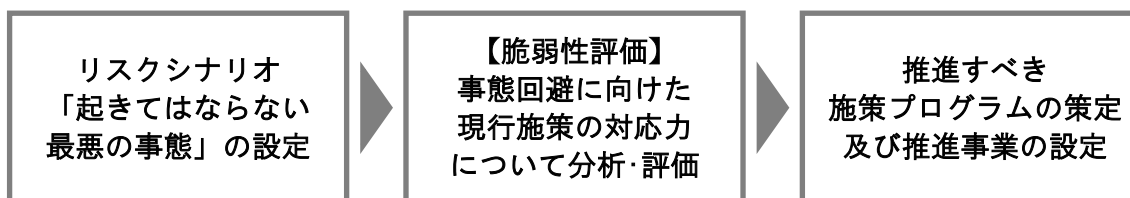
1. 脆弱性評価の考え方

(1) 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町においても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



(2) リスクシナリオの設定

「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・絞り込み等を行い、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	リスクシナリオ
(1) 人命の保護	(1-1) 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	(1-2) 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	(1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	(1-4) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	(1-5) 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	(1-6) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
(2) 救助・救急活動等の迅速な実施	(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	(2-2) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	(2-3) 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
(3) 行政機能の確保	(3-1) 町内外における行政機能の大幅な低下
(4) ライフラインの確保	(4-1) 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	(4-2) 食料の安定供給の停滞
	(4-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	(4-4) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
(5) 経済活動の機能維持	(5-1) 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
(6) 二次災害の抑制	(6-1) ため池の機能不全等による二次災害の発生
	(6-2) 農地・森林等の被害による国土の荒廃
(7) 迅速な復旧・復興等	(7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	(7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(3) 評価の実施手順

前項で定めた19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

2. 安平町強靱化のための施策プログラム

(1) 施策プログラム策定の考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信や防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を組み合わせ、本町における強靱化施策の取組みの方針を示す「強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、本町のみならず国や北海道、民間など、それぞれの取組みの主体が適切な役割分担と連携を行いながら推進していくこととします。

(2) 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、関連計画等を踏まえ、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国や北海道、安平町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」として位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ、目標値の見直しや新たな設定を行うこととします。

(3) 推進事業の設定

施策推進に必要な事業のうち、安平町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行うこととします。

3. 脆弱性評価結果及び施策プログラム

(1) 人命の保護

(1-1) 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化

脆弱性評価

- 住宅・建築物等の耐震化について、引き続き「安平町耐震改修促進計画」で定める耐震化率の目標達成に向けて、国の支援制度等を有効活用しながら、耐震化の促進を図る必要があります。
- 多数の利用者が集まる公共施設等については、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、一層の耐震化の促進を図る必要があります。



施策プログラム

- 「安平町耐震改修促進計画」で定める住宅・建築物等の耐震化目標の達成に向けて、住宅の耐震診断や耐震設計、耐震改修工事に対する助成など、関係機関の連携により耐震化を促進します。
- 公共施設等の計画的な耐震化を推進するとともに、老朽化と未耐震が課題となっている指定避難所の早来公民館（早来町民センター）について、既存施設との集約や機能の複合化などを視野に改築整備を行うこととし、基本的な整備方針を検討していきます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町耐震改修促進計画（平成 30 年 3 月）・ 安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）・ 第 2 期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 12 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	---

(1-1-2) 建築物等の老朽化対策

脆弱性評価

- 公共施設等の老朽化対策について、計画的な維持管理や施設の更新等を適切に行っていく必要があります。
- 公営住宅の老朽化対策について、長寿命化に向けた計画的な維持管理や改善、更新を進める必要があります。
- 全国的にも増加傾向にあり、今後も増加が予想される空き家について、新たな空き家等を抑制するとともに、所有者による空き家の適正な管理及び利活用を促進する必要があります。



施策プログラム

- 公共施設等について、「安平町公共施設等総合管理計画」における基本的な方針を踏まえ、老朽化が進んでいる施設の適切な維持管理と併せて、中長期的な視野で整備や更新、統廃合のほか、長寿命化等に取り組みます。
- 公営住宅等について、「安平町公営住宅等長寿命化計画」に基づいた公営住宅等の建て替えや既存公営住宅等の改修などにより、長期的な視点に立った適正戸数の確保とこれまで整備されてきた公営住宅等の改善や長寿命化を計画的に進めます。
- 北海道胆振東部地震後、さらに増加が懸念される空き家について、「安平町空家等対策計画」に基づき、空き家調査とデータベース化や空き家等の発生抑制や適正管理に向けた啓発を実施するとともに、必要な支援策を講ずるなど空き家等の利活用の取組みを推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）・ 安平町公営住宅等長寿命化計画（令和 2 年 3 月）・ 安平町空家等対策計画（平成 30 年 4 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

(1-1-3) 避難場所等の指定・整備

脆弱性評価

- 「安平町地域防災計画」において、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定していますが、災害の種類等に応じた適切な避難体制を確保するため、状況の変化に対応した見直しを適宜行う必要があります。
- 災害時の速やかな避難所の設置及び円滑な運営に向けて、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、「避難所開設マニュアル」、「避難所運営マニュアル」を活用した訓練の実施などにより運営体制を構築する必要があります。
- 避難生活に特段の配慮を要する要介護高齢者やしょうがい者などの安全確保を図るため、安平町社会福祉協議会等の関係者と連携しながら、福祉避難所の受入体制の構築に向けて取り組む必要があります。
- 災害時の避難場所として活用される公共施設や公園等について、地域の実情に応じ、耐震改修なども含めた施設整備や更新、適切な維持管理を行う必要があります。



施策プログラム

- 安全な避難場所の確保を図るため、指定緊急避難場所及び指定避難所について、整備状況や収容人数、管理状況などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。
- 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、発災時の庁内初動体制や行動マニュアルの確認と見直しを行うとともに、「避難所開設マニュアル」、「避難所運営マニュアル」についても、訓練の実施等を通じて適宜見直しを行うなど、運営体制の構築に向けた取組みを推進します。
- 現在、町内で4箇所指定している福祉避難所（追分公民館・安平公民館・早来町民センター・遠浅公民館）について、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の追加指定を検討するとともに、運営方法等について、福祉関係団体等と協議を進めます。
- 災害時に地域住民が避難する公共施設や公園等の避難場所などについて、「安平町公共施設等総合管理計画」、「安平町公園施設長寿命化計画」等に基づき、計画的な改修や長寿命化により機能の確保を図ります。
また、非常用物資を備蓄するとともに災害時の支援物資の受入拠点となる防災倉庫の整備を推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）・ 安平町公園施設長寿命化計画（平成24年）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	---

(1-1-4) 緊急輸送道路等の整備

脆弱性評価

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道などと連携を図り、整備を推進する必要があります。



施策プログラム

- 災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、国や北海道などと連携を図りながら、緊急輸送道路や避難路の計画的な整備を推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）・ 第 2 期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 12 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

(1-1-5) 防災知識・火災予防に関する啓発活動等

脆弱性評価

- 災害応急対策の円滑かつ迅速な実施とともに防災に関する知識の向上を促すため、各種ハザードマップや町ホームページ、防災訓練などを通じて、避難場所や避難行動などの防災知識について、町民への周知を図る必要があります。
- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組みを推進する必要があります。



施策プログラム

- これまでの洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等を統合した総合防災マップや、町ホームページ、防災訓練などを活用し、避難所の位置や避難行動などについて改めて町民へ周知を行い、防災意識の醸成と知識の向上を図ります。
- 火災を未然に防止するため、防火に関する研修及び消防訓練、火災予防運動等を通じた啓発活動など火災予防の取組みを促進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

	指標項目	現状値	目標値
(1-1) 指標	住宅の耐震化率 (民間戸建住宅)	74.6% (H29年度)	95% (R7年度)
	住宅の耐震化率 (民間集合住宅)	95.2% (H29年度)	95% (R7年度)
	多数利用建築物の耐震化率 (民間)	81.8% (H29年度)	100% (R7年度)
	多数利用建築物の耐震化率 (公共)	91.7% (H29年度)	95% (R7年度)
	既存施設の集約による 防災機能・運動機能を備えた 社会教育施設の改築整備	早来公民館(早来町民 センター)・研修センタ ー・合宿所施設 計3箇所	早来公民館(早来町民 センター)を改修し、 防災機能・運動機能を 備えた社会教育施設と して1箇所に集約
	公共施設の延床面積	13.7万㎡ (R元年度)	対R1年度比2%減 (R7年度)
	公営住宅等のストック量	677戸 (R元年度)	525~604戸 (R9年度)
	空き家(中古物件等)の 活用件数	2件 (R元年度)	累計25件 (R3~R7年度)
	福祉避難所の指定箇所数	4箇所 (R2年度)	必要に応じて 追加指定 (R8年度)
	総合防災マップの作成	作成済み (R2年度)	必要に応じて更新 (R8年度)

(1-2) 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(1-2-1) 警戒避難体制の整備

脆弱性評価

- 安平町は常時観測火山である「樽前山」の火山周辺市町村となっており、中規模及び大規模噴火発生時の降灰による山林、農作物等への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等が想定されることから、引き続き、近隣市町を含めた樽前山火山防災協議会等との連携により避難体制を確保する必要があります。
- 土砂災害警戒区域について、引き続き、土砂災害ハザードマップ等を活用しながら指定区域住民等への周知徹底を図るとともに、国や北海道との連携により危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要があります。



施策プログラム

- 火山噴火に対して、あらかじめ避難所及び避難路を指定して住民等への周知に努めるとともに、樽前山火山防災協議会を中心とした近隣市町等との連携により避難体制の確保に努めます。
- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道などと連携しながら土砂災害警戒区域等の指定や危険箇所の土砂災害対策を推進するとともに、土砂災害警戒区域や避難場所、主要経路等が判読できる総合防災マップに改訂を行い、避難所の位置などについて改めて町民への周知を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	--

	指標項目	現状値	目標値
(1-2) 指標	土砂災害警戒区域指定率	100% (R2年度)	現状維持 (R8年度)
	総合防災マップの作成 (土砂災害ハザードマップ)	作成済み (R2年度)	必要に応じて更新 (R8年度)

(1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(1-3-1) 洪水・内水ハザードマップの作成

脆弱性評価

- 洪水ハザードマップの住民周知や防災訓練等の実施により、平時からの防災意識の向上と円滑な避難体制の構築を図る必要があります。
- 内水による浸水リスクを検証した上で、必要に応じて内水ハザードマップの作成などについて検討する必要があります。



施策プログラム

- 浸水想定区域や避難場所、主要経路等が判読できる総合防災マップに改訂を行い、避難所の位置などについて改めて町民への周知を図るとともに、総合防災マップに基づいた防災訓練等を実施し、円滑かつ迅速な避難体制の構築を図ります。
- 浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえ、対応方法について検討します。

関連計画	・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）
------	----------------------

(1-3-2) 河川改修等の治水対策

脆弱性評価

- 北海道及び安平町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削等による治水対策について、今後一層の効果的・効率的な整備と適切な河川管理を推進する必要があります。



施策プログラム

- 北海道が管理する二級河川について、関係機関による河川整備計画に基づいた治水対策や土砂災害防止対策を促すとともに、安平町が管理する河川について、安全・安心な生活環境の整備に向けて治水対策及び河川改修に努めます。

(1-3) 指標	指標項目	現状値	目標値
	総合防災マップの作成 (洪水ハザードマップ)	作成済み (R2年度)	必要に応じて更新 (R8年度)

(1-4) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(1-4-1) 暴風雪時における道路管理体制の強化

脆弱性評価

- 各道路管理者（国、北海道、安平町）が連携し、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要があります。



施策プログラム

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進します。

関連計画 ・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）

(1-4-2) 除排雪体制の確保

脆弱性評価

- 各道路管理者（国、北海道、安平町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、道路管理者間による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めていますが、さらなる安定的な除雪体制を確保するため、総合的な対策に取り組む必要があります。



施策プログラム

- 異常気象等により予想される暴風雪及び豪雪等の災害に対処するため、各道路管理者の管理水準に基づく適切かつ迅速な除雪を推進するとともに、将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、安平町が保有する除雪機械と民間委託による除雪機械の確保や、除雪運行システムの導入等によりきめ細かな除雪体制を確保します。

関連計画 ・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）

(1-4) 指標	指標項目	現状値	目標値
	除排雪機械保有台数 (安平町所有)	6台 (R2年度)	現状維持 (R8年度)

(1-5) 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(1-5-1) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

脆弱性評価

- 積雪や低温など北海道における冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、避難所等における防寒対策に取り組む必要があります。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、民間企業等との協定も活用しながら、非常用電源等のバックアップ設備の整備や確保に努める必要があります。



施策プログラム

- 避難所等における冬季防寒対策として、停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、毛布、簡易トイレ、段ボールベッドなど、「安平町災害時備蓄計画」に基づいて備蓄体制の強化を進めます。
- 厳寒期における災害の発生を想定し、防災拠点における非常用電源設備等の導入による機能強化を図るとともに、非常用電源や燃料の確保に向けて、民間企業等との災害時における応援協定の締結に向けた取組みを推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月） ・ 安平町災害時備蓄計画（平成 30 年 3 月） ・ 第 2 期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 12 月） ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

	指標項目	現状値	目標値
(1-5) 指標	災害時備蓄計画に基づく 備蓄状況	(R2 年度)	(R8 年度)
	ポータブルストーブ	避難所 15 箇所に設置	避難所 全 35 箇所に設置
	毛布	1,030 枚	1,640 枚
	災害時における協定の締結数	25 件 (R2 年度)	必要に応じて締結 (R8 年度)

(1-6) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(1-6-1) 関係機関の情報共有化

脆弱性評価

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持・強化する必要があります。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達していますが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要があります。
- 被災による有線電話や携帯電話などが通信不能となった場合においても、情報伝達が可能となるよう、防災行政無線等による通信体制を確保する必要があります。



施策プログラム

- 平時から北海道や近隣自治体、防災関係機関等との情報共有を図ることにより、関係機関相互の迅速かつ的確な情報収集や伝達体制の維持・強化に努めます。
- 北海道防災情報システム等の各種情報システムを効果的に運用し、迅速で確実な情報伝達を行うため、災害情報通信計画を踏まえた災害通信訓練などの実施を推進します。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、防災行政無線等の通信システムの適切な維持管理を行うなど、通信手段の多重化を確保します。

関連計画

・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）

(1-6-2) 住民等への情報伝達体制の強化

脆弱性評価

- 災害時における住民の安否情報を適切かつ効果的に収集するため、地域コミュニティを担う自治会・町内会等や自主防災組織などの地域住民が相互に連携した体制を構築する必要があります。
- 災害時に災害や避難等に関する情報をいち早く住民へ伝えるため、多様な手段による情報伝達体制の充実・強化を図る必要があります。
- 災害時における住民の迅速かつ的確な行動を実践するために、防災総合訓練に合わせて情報伝達訓練を実施する必要があります。



施策プログラム

- 北海道胆振東部地震の経験を通じて、地域住民の共助が非常に重要と再認識されたことから、地域の人が災害時に安否確認や手助けができるよう、見守り体制の整備や声かけ運動の推進など地域の見守りネットワークを強化し、地域コミュニティの充実を図ります。
- 災害時や緊急時に対応した情報伝達手段の多重化が求められていることから、エリア放送「あびらチャンネル」によるデータ放送やエリアメール（緊急通報メール）、町ホームページ、防災行政無線など多様な手段による情報伝達体制の確保に努めるとともに、エリア放送未受信地域の解消や民間事業者による町内全域への光通信網の整備を推進するなど、より一層の防災体制の強化を図ります。
- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、防災関係機関から情報を正確かつ迅速に入手して地域住民に伝達する情報伝達訓練を防災総合訓練等に合わせて実施し、情報伝達体制の構築を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画（令和2年）・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	---

(1-6-3) 観光客、高齢者等の要配慮者対策

脆弱性評価

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害時にも配慮した受入体制を整備する必要があります。
- 避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、災害発生時の避難等に支援を要する方々の情報を把握するとともに、地域と連携した支援体制を構築する必要があります。



施策プログラム

- 外国人を含む住民や観光客が、災害発生時に迅速かつ安全な行動がとれるよう、避難場所や道路標識等の多言語化などの環境づくりに努めるとともに、必要に応じて防災・観光拠点施設等へのWi-Fi環境の整備を進めていきます。
- 平時から要介護高齢者やしょうがい者など要援護者の情報を把握し、町民や自治会・町内会、関係機関などとの連携により、要援護者の安否確認や避難支援を円滑に行うことができる体制の整備に努めるとともに、高齢者施設やしょうがい者施設での防災訓練への助言を行うなど施設と地域、行政が連携を図れるよう支援を行います。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画（令和2年）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	--

(1-6-4) 帰宅困難者対策の推進

脆弱性評価

- 積雪・低温など北海道の厳しい自然条件を踏まえ、冬季を含めた地域における帰宅困難者の避難対策として、一時待避所等の確保や周知・啓発などの取組みを進める必要があります。



施策プログラム

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な情報伝達手段により、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化します。

(1-6-5) 地域防災活動、防災教育の推進

脆弱性評価

- 災害時に地域と行政が連携した対応を行うため、地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の設立を促進するとともに、組織の充実・強化を図る必要があります。
- 防災意識の醸成に向けて、住民や企業、団体、関係機関などと連携した防災総合訓練などの取組みを推進する必要があります。
- 学校教育においては、学校における定期的な避難訓練の実施のほか、啓発資料等の配付や体験型の防災教育などを通じ、学校関係者や児童・生徒の防災意識の向上に向けて、取組みを行う必要があります。



施策プログラム

- 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、これまで以上に町民と行政との協働による防災体制の強化を図るため、地域コミュニティを主体とした自主防災組織の設立を町内全域において促進するとともに、組織の充実・強化を図ります。
- 広報紙や町ホームページ等を活用した防災知識の普及や、町内全域での防災総合訓練をはじめ、自主防災組織等が主体となった地域単位での防災訓練の実施などを通じ、防災意識の醸成に向けた取組みを推進します。
- 学校行事や学級活動などにおける避難訓練や防災知識の普及のほか、自主防災組織や関係機関と連携した防災キャンプの実施などにより、防災教育の取組みを推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画（令和2年）・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	---

	指標項目	現状値	目標値
(1-6) 指標	地域見守りネットワークの 構成団体数	65 団体 (R 元年度)	70 団体 (R7 年度)
	あびらチャンネルの視聴割合	46.5% (H28 年度)	60% (R7 年度)
	光通信網整備率	74.84% (H30 年度)	100% (R7 年度)
	自治会・町内会等加入率	81.2% (R 元年度)	80%以上 (R7 年度)
	自主防災組織の設立数	22 団体 (R 元年度)	25 団体 (R7 年度)
	防災総合訓練の実施回数	年 1 回 (R2 年度)	同数以上実施 (R8 年度)
	防災キャンプの実施回数	年 1 回 (R2 年度)	同数以上実施 (R8 年度)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備

脆弱性評価

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、安平町、北海道、民間企業等がそれぞれの間で応援協定を締結しており、災害時において、これら協定に基づく活動が迅速かつ円滑に行えるよう、防災総合訓練などを通じて連携や連絡体制の充実・強化に努める必要があります。
- 安平町社会福祉協議会等と連携したボランティア等の受入体制の整備を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制を構築する必要があります。



施策プログラム

- 災害時における物資供給をはじめ、医療、救助・救援などの応急対策を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ備蓄及び調達体制等の確保に向けて締結している応援協定について、防災総合訓練などを通じた平時からの協力関係の構築によりその実効性を確保するとともに、必要に応じて、協定内容の見直しや新たな協定締結に向けた取組みを推進します。
- NPO やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、北海道胆振東部地震の経験を踏まえて安平町社会福祉協議会が作成した「安平町ボランティアセンター運営マニュアル」により発災時におけるボランティア等の支援受入体制を構築するとともに、防災ボランティアの育成・指導を行うなど、連携体制の強化に努めます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画（令和2年）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	--

(2-1-2) 非常用物資の備蓄推進

脆弱性評価

- 「安平町災害時備蓄計画」等に基づき、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組みを推進する必要があります。
- 家庭や企業等においては、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要があります。



施策プログラム

- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等へ事前配備など、「安平町災害時備蓄計画」等に基づき、引き続き、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組みを推進します。
また、非常用物資を備蓄するとともに災害時の支援物資の受入拠点となる防災倉庫の整備を推進します。
- 災害時における備蓄体制の構築については、「自助」、「共助」、「公助」の考え方により実践することとし、安平町が行う行政備蓄に加え、家庭内備蓄や地域・企業内備蓄の促進に向けて、食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保に努めるよう、防災週間や防災関連行事等を通じて啓発活動等による意識啓発に取り組めます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安平町地域防災計画（令和元年12月） ・ 安平町災害時備蓄計画（平成30年3月） ・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月） ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	--

		指標項目	現状値	目標値
(2-1) 指標		【再掲】 災害時における協定の締結数	25件 (R2年度)	必要に応じて締結 (~R8年度)
		ボランティアセンター 登録者数	448人 (H30年度)	468人 (R4年度)
		災害時備蓄計画に 基づく備蓄状況	(R2年度)	(R8年度)
		アルファ米・ 非常食セット等	1,968食	3,050食
		飲料水	2,613リットル	3,375リットル

(2-2) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化

脆弱性評価

- これまで安平町防災会議や防災総合訓練等により関係機関の連携を図ってきていますが、引き続き、防災総合訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有や連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要があります。
- 消防職員等の災害対応力向上のため、災害対策に関する講習や研修を実施することにより、総合的な人材育成を進める必要があります。



施策プログラム

- 災害応急対策を円滑かつ効果的に実施できるよう、引き続き、「安平町地域防災計画」に基づき、防災総合訓練等を実施し、関係機関相互の連携体制の強化を図ります。
- 消防職員や消防団員の資質の向上及び消防活動の充実・強化に向けて、関係機関と連携した防災訓練のほか、災害対策に係る講習の実施など必要な教育訓練による人材育成を推進します。

関連計画	・ 安平町地域防災計画（令和元年12月） ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	---

(2-2-2) 自衛隊体制の維持・拡充

脆弱性評価

- 北海道胆振東部地震の際には、陸上自衛隊北部方面隊第7師団を中心とした支援が大きな力となった自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村等と連携した取組みを推進する必要があります。



施策プログラム

- 災害時において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、引き続き、北海道や道内の他市町村等と連携し、道内各地に配備されている自衛隊の体制の維持・拡充に向けた取組みを推進します。

関連計画	・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）
------	----------------------

(2-2-3) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

脆弱性評価

- 消防の災害対応能力を強化するため、災害用資機材、車両等の整備や更新を計画的に行う必要があります。
- 救急活動に必要な AED（自動体外式除細動器）を、公共施設等に設置するとともに、設置場所や使い方の周知などを進める必要があります。



施策プログラム

- 災害対応能力の強化に向けて、消防機関による災害用資機材や車両等の整備や更新を計画的に推進します。
- AED（自動体外式除細動器）の適切な更新を進めるとともに、機器の使用方法など救急・救命に関する知識と技術を習得できる機会の提供などにより、救急活動等に関する普及啓発に努めます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

	指標項目	現状値	目標値
(2-2) 指標	【再掲】 防災総合訓練の実施回数	年 1 回 (R2 年度)	同数以上実施 (R8 年度)
	AED 設置方針に基づく AED 設置率	100% (R2 年度)	現状維持 (R8 年度)

(2-3) 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(2-3-1) 被災時の医療支援体制の強化

脆弱性評価

- 災害時における医療体制の確保に向けて、医療機関との連携体制を緊密にし、迅速に医療を提供できる体制を構築するとともに、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するなど、災害時における支援体制の強化を図る必要があります。
- 広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関における非常用電源等を確保する必要があります。



施策プログラム

- 災害時において、状況に応じた適切な医療救護活動を行うため、町内の医療機関とともに、北海道や苫小牧市医師会等との連携による医療支援体制の強化を図ります。
- 停電時においても医療機関の機能が維持できるよう、非常用電源等の確保に向けて民間企業等との災害時における応援協定の締結に向けた取組みを推進します。

関連計画

- ・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）
- ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）

(2-3-2) 災害時における福祉的支援

脆弱性評価

- 避難行動要支援者名簿の作成や更新など、情報の適切な管理に努めるとともに、関係機関等と情報共有を図り、災害時における支援体制の整備を推進する必要があります。
- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体等に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援を充実させる必要があります。



施策プログラム

- 平時から要援護者の情報を把握し、町民や自治会・町内会、関係機関などと連携し、要援護者の安否確認や避難支援を円滑に行うことができる体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者名簿との整合を図りながら、災害時等要援護者台帳の更新や、要援護者支援マニュアルの改訂に取り組みます。
- 現在、町内で4箇所指定している福祉避難所（追分公民館・安平公民館・早来町民センター・遠浅公民館）について、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の追加指定を検討するとともに、人的支援も含めた運営方法等について、福祉関係団体等と協議を進めます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画（令和2年）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	--

(2-3-3) 防疫対策

脆弱性評価

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための体制を整備するなど、災害時の防疫対策を推進する必要があります。
- 災害時における感染症の発生、まん延等を防止するため、定期的な予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続する必要があります。



施策プログラム

- 災害時の防疫対策として、感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、避難所等で必要な簡易トイレや間仕切り、消毒液等の資機材等の備蓄を推進します。
- 被災地及び避難所等における感染症発生の予防、まん延等を防止するため、平時からの感染症対策として、各種予防接種の接種率の向上に努めるとともに、感染症対策に関する普及啓発に取り組みます。

関連計画	・ 安平町地域防災計画（令和元年12月） ・ 安平町健康増進計画第2次 健康あびら21（平成26年）
------	---

(2-3-4) 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

脆弱性評価

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や生活環境の改善に必要な備品等の整備を進める必要があります。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要があります。



施策プログラム

- 避難所等における避難者の健康確保のため、炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応などに配慮した食事の提供、段ボールベッド等の整備による睡眠環境の確保やトイレ環境の向上など、避難所における良好な生活環境の整備を促進します。また、北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、車中など避難所以外へ避難した方々への対応方法について検討します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町災害時備蓄計画（平成30年3月）・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月）
------	---

	指標項目	現状値	目標値
(2-3) 指標	【再掲】 福祉避難所の指定箇所数	4箇所 (R2年度)	必要に応じて 追加指定 (R8年度)

(3) 行政機能の確保

(3-1) 町内外における行政機能の大幅な低下

(3-1-1) 災害対策本部機能等の強化

脆弱性評価

- 防災総合訓練などを通じ、災害対策本部機能の実施体制の検証を行うとともに、「地域防災計画」や「業務継続計画」の見直しなどにより、継続的に災害対策本部の機能強化を図る必要があります。
- 消防団は消火活動や水防活動をはじめ、災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力や水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要があります。
- 災害対策拠点として防災・災害対策上重要な役割を担う役場庁舎及び消防庁舎については、災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため機能強化を図る必要があります。



施策プログラム

- 災害対策本部の機能強化に向け、北海道胆振東部地震の経験を踏まえるとともに、継続的な防災総合訓練を通じ、職員配備体制や活動内容などの検証、「地域防災計画」等の見直しを行います。また、災害対策本部の運営に必要な資機材等の整備や非常用備蓄を計画的に推進します。
- 地域防災の中核的な存在を担う消防団について、必要な資機材の計画的な整備や更新を図るとともに、消防団員の資質向上や若年層や女性の消防団員の確保を図り、消防力の一層の強化と充実を図ります。
- 災害時の拠点となる消防庁舎等について、追分出張所の非常用電源の設置を推進するとともに、安平支署及び追分出張所において災害時の資機材等を保管する倉庫を建設するなど、防災拠点として計画的な機能強化を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町災害時業務継続計画大綱（平成30年6月）・ 安平町耐震改修促進計画（平成30年3月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	---

(3-1-2) 行政の業務継続体制の整備

脆弱性評価

- 災害時においても行政サービスの低下を招かないよう、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要があります。
- 災害時においても、継続して業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するための取組みを計画的に進める必要があります。



施策プログラム

- 災害時における業務の継続体制を確保するため、「業務継続計画」に基づいた行動手順の点検や訓練の実施、検証により、必要に応じて「業務継続計画」の見直しを行い、災害への対応力強化を図ります。
- 災害時における情報システム機能の維持・継続を図るため、重要な行政データのバックアップを行うなど、業務の継続性の維持に努めます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月）・ 安平町災害時業務継続計画大綱（平成 30 年 6 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

(3-1-3) 広域応援・受援体制の整備

脆弱性評価

- 災害時における災害応急体制の確保を図るため、東胆振1市4町などとの相互応援協定を締結していることから、効果的かつ円滑な運用を行うための応援・受援体制の構築を図る必要があります。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、他の自治体への職員派遣に向けて、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要があります。



施策プログラム

- 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って受援計画を策定するなど他の自治体との広域応援・受援体制の構築を図ります。
- 他の自治体からの応援職員の円滑な受け入れ、他の自治体への迅速な職員派遣に向けて、必要な資機材等の準備を計画的に実施するなど、受援・応援体制の整備を図ります。

関連計画	・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）
------	----------------------

(3-1)	指標項目	現状値	目標値
指標	【再掲】 防災総合訓練の実施回数	年1回 (R2年度)	同数以上実施 (R8年度)

(4) ライフラインの確保

(4-1) 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(4-1-1) 再生可能エネルギーの導入拡大

脆弱性評価

- 再生可能エネルギーについて、町内では民間事業者による日本最大級のメガソーラー発電所や世界最大規模の蓄電施設の建設などの取組みが進められており、引き続き、導入促進や利活用に向けた関連施策を推進する必要があります。



施策プログラム

- 長い日照時間と少雪など恵まれた気象条件により、近年、町内には再生可能エネルギー産業分野における事業進出や事業展開が行われていることから、企業活動だけに留めず、町内各種産業への利活用に向けた研究や、町民等に対する情報提供や普及促進を図っていきます。

関連計画

- ・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月）
- ・ 安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン（平成26年3月）

(4-1-2) 電力基盤等の整備

脆弱性評価

- 役場庁舎や避難所など、防災拠点における停電時の電源確保に向けた対策を進める必要があります。



施策プログラム

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を確保するため、追分出張所や指定避難所である追分公民館などの防災拠点における非常用電源設備等の導入による機能強化を図るとともに、医療・福祉や産業などにおける非常用電源の確保に向けて、民間企業等との災害時における応援協定の締結に向けた取組みを推進します。
- 電気事業者の供給負荷を低減するため、公共施設のLED化などによる節電や省エネルギー対策を推進します。

関連計画

- ・ 安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン（平成26年3月）
- ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）

(4-1-3) 多様なエネルギー資源の活用

脆弱性評価

- 災害時においても安定的にエネルギーを確保できるよう、エネルギー構成の多様化を推進する必要があります。



施策プログラム

- 太陽光等の再生可能エネルギーをはじめ、多様なエネルギー資源の有効活用に向けて、水素エネルギーなど次世代エネルギーの活用調査・研究を推進するとともに、現状に合わせて「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」の見直しを行います。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月） ・ 安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン（平成26年3月） ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）
------	---

(4-1-4) 石油燃料等供給の確保

脆弱性評価

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、苫小牧地方石油業協同組合と協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要があります。



施策プログラム

- 苫小牧地方石油業協同組合との間で締結している協定に基づき、災害時の救助・救急や災害復旧活動等に必要の車両や施設、避難所等への石油燃料の供給が安定的に確保されるよう、平時からの情報共有や連携強化を図ります。

	指標項目	現状値	目標値
(4-1) 指標	再生可能エネルギーの活用事業数	3件 (R元年度)	累計3件 (R3～R7累計)
	公共施設の消費電力量 (電力需要期)	313万Kwh (H30年度)	対H30年度比 2%削減 (R4年度)
	【再掲】 災害時における協定の締結数	25件 (R2年度)	必要に応じて締結 (R8年度)

(4-2) 食料の安定供給の停滞

(4-2-1) 食料生産基盤の整備

脆弱性評価

- 災害により農畜産物の生産体制に影響を及ぼさないよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要があります。
- 災害発生時を含め、安定的な食料供給に資するため、経営安定対策や担い手の育成・確保など、農畜産業の持続的な発展につながる取組みを効果的に推進する必要があります。



施策プログラム

- 平時、災害時を問わず、安定した食料供給機能を維持できるよう、農業生産の維持、農業経営の安定に向けて、農地や農業水利施設等の農業基盤の整備強化を進め、総合的な防災・減災対策を推進します。
- 基幹産業である農業を守る観点から、新規就農者対策の継続実施をはじめ、既存農家の後継者やリターン後継者への支援強化を検討するなど、多様な担い手の育成と確保に取り組めます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 第2次安平町農業・農村振興計画（平成29年3月）・ 安平町農業振興地域整備計画書（平成23年1月）・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月）
------	---

(4-2-2) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大

脆弱性評価

- 災害時においても、安定的・継続的な食料供給を行うためには、平時から一定の生産量を確保していくことが重要であることから、食の高付加価値化及びブランド化の推進等、販路の開拓・拡大に向けた取組みを促進する必要があります。



施策プログラム

- 平時から安定的な農畜産物の生産量の確保を図るため、有機野菜をはじめ多種多様な地域資源を活かした新たな商品開発など、付加価値の向上に向けた農商工連携による6次産業化や地域ブランド化などへの支援に取り組むとともに、町内外への販路拡大を推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 第2次安平町農業・農村振興計画（平成29年3月）・ 安平町農業振興地域整備計画書（平成23年1月）・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月）
------	---

	指標項目	現状値	目標値
(4-2) 指標	認定新規就農者数（組）	2組 (R元年度)	累計5組 (R3～R7累計)
	農商工連携による6次産業化 関連企業・団体数	0件 (R元年度)	累計2件 (R3～R7累計)

(4-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(4-3-1) 水道施設等の防災対策

脆弱性評価

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策などについて、計画的に整備や更新を推進する必要があります。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要があります。



施策プログラム

- 安定的な給水機能の確保を図るため、「安平町水道ビジョン」や「安平町水道事業耐震化計画」に基づき、水道施設の計画的・効率的な耐震化に取り組むとともに、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、追分地区と早来地区の配水管を接続する緊急連絡管新設事業を推進します。
- 災害時等における飲料水や生活用水を確保のため、応急給水・応急復旧の体制を整備するとともに、広域での受援体制の構築を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）・ 安平町水道ビジョン（平成 28 年 12 月）・ 安平町水道事業耐震化計画（平成 28 年 6 月）・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月）・ 第 2 期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 12 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	---

(4-3-2) 下水道施設等の防災対策

脆弱性評価

- 災害時においても下水道機能を確保するため、「安平町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の耐震化や老朽化対策など、計画的に整備や更新を推進する必要があります。



施策プログラム

- 災害により下水道機能が低下した場合であっても業務を実施・継続させるとともに、応急対応や被災した機能を早期に復旧させるため、「安平町公共下水道業務継続計画（下水道BCP）」を更新し、体制の強化を図ります。
また、「安平町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化が進む下水道施設・設備の整備改修を推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月） ・ 安平町下水道ストックマネジメント計画（平成 30 年 3 月） ・ 安平町公共下水道業務継続計画（平成 29 年 3 月） ・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月） ・ 第 2 期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 12 月） ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

	指標項目	現状値	目標値
(4-3) 指標	水道施設耐震化率	(H28 年度)	(R5 年度)
	浄水施設耐震化率	38.5%	50.3%
	配水施設耐震化率	3.8%	100%
	基幹管路耐震適合率	7.4%	24.7%
	下水道業務継続計画の策定	策定済み (R2 年度)	必要に応じて更新 (R8 年度)

(4-4) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(4-4-1) 道路交通ネットワークの整備

脆弱性評価

- 災害時に被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路のほか地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要があります。



施策プログラム

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、避難路や未整備となっている町道等の整備を計画的に推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）・ 第 2 期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 12 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

(4-4-2) 道路施設の防災対策等

脆弱性評価

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、計画的な整備や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要があります。



施策プログラム

- 災害に強い交通網を構築するため、老朽化が進む道路施設については「安平町道路施設修繕計画」に基づき、また、町管理の橋梁については「安平町橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的に修繕工事等を進め、施設の適切な維持管理に努めます。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）・ 安平町道路施設修繕計画（平成 30 年 3 月）・ 安平町橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年 8 月）・ 第 2 期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 12 月）・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

(4-4-3) 広域的な公共交通の維持

脆弱性評価

- 広域的な人の移動と物流を支える鉄道は、発災時において救援物資等の大量輸送を担うとともに、地域の産業や経済を支える重要な機能を有していることから、維持確保に向けた取組みを推進する必要があります。
- 災害時における町民の移動手段を確保するため、平時から利用者ニーズの把握により利便性の向上を図り、持続可能な公共交通体系の構築を進める必要があります。



施策プログラム

- 町内では JR 室蘭線と JR 石勝線の 2 路線の鉄道が運行されており、JR 室蘭線については「JR 単独では維持困難な線区」に位置づけられましたが、住民生活に重要な役割を果たしていることから、今後も北海道や道内沿線自治体などと連携しながら、鉄道路線の維持存続を最優先として適切に対応していきます。
- 「安平町地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道や路線バス、デマンドバス、ハイヤーの利用促進を含めた安平町全体の地域公共交通体系の最適化により、利便性や効率性の向上を図ります。

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安平町地域公共交通網形成計画（平成 29 年 5 月） ・ 第 2 期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 12 月） ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年 12 月）
------	--

(4-3) 指標	指標項目	現状値	目標値
	町道舗装率	63.02% (R 元年度)	63.02% (R7 年度)
	橋梁長寿命化 修繕率	9.1% (R 元年度)	18.18% (R7 年度)
	デマンドバス 登録者数	734 人 (H30 年度)	908 人 (R7 年度)
	デマンドバス・循環バス 年間利用者数	7,274 人 (H30 年度)	8,840 人 (R7 年度)
	町内 JR 駅における 1 日あたり乗降客数	614 人 (R 元年度)	522 人 (R7 年度)

(5) 経済活動の機能維持

(5-1) 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(5-1-1) リスク分散を重視した企業立地等の推進

脆弱性評価

- 冷涼な気候や首都圏等との同時被災のリスクが少ない地域特性とともに、新千歳空港や苫小牧港に至近にあるという立地条件の優位性も活かしながら、企業のニーズに応じた支援を検討するなど、企業立地に向けた取組みを推進する必要があります。



施策プログラム

- 災害に備えた経済活動のリスク分散のため、道内外の企業の本社機能や生産拠点の移転、立地に向けて、新千歳空港や苫小牧港、さらには札幌圏に至近にあるという地理的優位性等をアピールしながら、ターゲットを絞った戦略的な企業誘致に取り組みます。

関連計画

- ・ 第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月）
- ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）

(5-1-2) 企業の業務継続体制の強化

脆弱性評価

- 災害に強いまちづくりに向けて、企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、関係団体や企業等と連携しながら、計画策定を支援する必要があります。



施策プログラム

- 災害時における経済活動の継続を確保するため、安平町誘致企業会等と連携しながら、災害や不測の事態に強い企業づくりに向けた事業継続計画（BCP）の策定支援や情報提供に取り組みます。

関連計画

- ・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）

(5-1-3) 被災企業等への金融支援

脆弱性評価

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道、安平町が実施している金融支援について普及啓発を行い、災害時における被災企業への支援策の確保に努める必要があります。



施策プログラム

- 災害により影響を受けた中小企業者等が早期の再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な金融支援等の支援策の確保に努めます。

(5-1)	指標項目	現状値	目標値
指標	新たな立地企業件数	0件 (R元年度)	累計1件 (R3~R7年度)

(6) 二次災害の抑制

(6-1) ため池の機能不全等による二次災害の発生

(6-1-1) ため池の防災対策

脆弱性評価

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策の推進とともに、決壊した場合の円滑な避難に向けて、地域住民への情報提供を図る必要があります。



施策プログラム

- ため池が決壊するおそれがある場合において、迅速かつ安全に避難行動ができるよう浸水想定区域や緊急避難場所等を示す総合防災マップについて、地域住民へ周知徹底を図ります。
- 災害の防止や自然環境の保全などの多面的な機能を十分に発揮させるため、ため池の適切な維持管理を推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 第2次安平町農業・農村振興計画（平成29年3月）・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）
------	---

(6-1) 指標	指標項目	現状値	目標値
	総合防災マップの作成 (ため池ハザードマップ)	作成済み (R2年度)	必要に応じて更新 (R8年度)

(6-2) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(6-2-1) 森林の整備・保全

脆弱性評価

- 大雨や地震等における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の整備を計画的に推進する必要があります。
- 災害時における森林の多面的機能の発揮に向けて、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要があります。



施策プログラム

- 災害時における土砂の流出や表層崩壊等の防止に向けて、森林が持つ水源かん養や防災・減災などの多様な機能を発揮させるため、「安平町森林整備計画」に基づき、計画的な除間伐や植林による森林の整備や保全管理を推進します。
- 森林の保全と多面的機能の持続的な発揮に向けて、安平町鳥獣被害防止対策協議会や地域住民等と連携しながら、野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町森林整備計画書（平成 28 年 4 月）・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月）
------	--

(6-2-2) 農地・農業水利施設等の保全管理

脆弱性評価

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、関係機関や地域との連携による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要があります。



施策プログラム

- 農地や農業水利施設等の農業基盤の整備強化による総合的な防災・減災対策とともに、農業用水の安定供給や災害の防止、自然環境の保全などの多面的な機能を十分に発揮させるため、農業水利施設等の適切な維持管理を推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 第 2 次安平町農業・農村振興計画（平成 29 年 3 月）・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月）
------	---

(6-2)	指標項目	現状値	目標値
指標	造林面積	5.98ha (H30 年度)	累計 60ha (R1～R4 累計)

(7) 迅速な復旧・復興等

(7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(7-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備

脆弱性評価

- 災害からの復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、処理体制を整備する必要があります。



施策プログラム

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、安平・厚真行政事務組合の構成町である厚真町と連携して災害廃棄物処理計画を検討し、災害廃棄物の処理体制を整備します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度）・ 安平町地域防災計画（令和元年 12 月）
------	--

(7-1)	指標項目	現状値	目標値
指標	災害廃棄物処理計画の策定	未策定 (R2 年度)	策定 (R8 年度)

(7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(7-2-1) 災害対応に不可欠な企業・団体等、ボランティアとの連携

脆弱性評価

- 災害の発生により、行政職員等の人員が不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携体制を構築する必要があります。
- 災害からの復旧・復興に向けて、民間企業等との協定の締結などにより、人材や技術等を活用した連携体制を構築する必要があります。
- 災害時における NPO やボランティアによる効果的・効率的な支援活動に向けて、安平町社会福祉協議会等と連携したボランティア活動の受入体制を構築する必要があります。



施策プログラム

- 災害時の迅速な復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策など平時における強靱化に向けて、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業について、災害時の協力に関する協定を踏まえ、引き続き、連携・協力体制の強化を図ります。
- 災害時の速やかな対応に向けて、町内外の各種団体や民間企業等との各種災害時応援協定について、引き続き、必要に応じて協定締結を進め、民間企業等との連携強化を図ります。
- 災害時におけるボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、北海道胆振東部地震の経験を踏まえて安平町社会福祉協議会が作成した「安平町ボランティアセンター運営マニュアル」について、訓練の実施等を通じて適宜見直しを行うなど、運営体制の構築に向けた取組みを推進します。

関連計画	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町復興まちづくり計画（令和元年12月）・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）・ 安平町地域福祉総合計画 第3期計画（令和2年）
------	--

(7-2-2) 行政職員の活用促進

脆弱性評価

- 災害時における人材不足を補うため、北海道や他の自治体への応援要請又は他の自治体に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、職員の必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要があります。



施策プログラム

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、締結済みの国・北海道及び市町村の行政職員の応援協定に基づき相互応援体制を確立するとともに、今後においても必要に応じて各種協定を締結し、必要な応援体制及び受援体制の整備を図ります。

関連計画	・ 安平町地域防災計画（令和元年12月）
------	----------------------

	指標項目	現状値	目標値
(7-2) 指標	【再掲】 災害時における協定の締結数	25件 (R2年度)	必要に応じて締結 (R8年度)
	【再掲】 ボランティアセンター 登録者数	448人 (H30年度)	468人 (R4年度)

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

北海道胆振東部地震からの復旧・復興に向けては、「安平町復興まちづくり計画」に基づき、安平町が一丸となって取組みを推進しているところです。

大規模自然災害への対応にあたっては、北海道胆振東部地震からの復旧・復興と同様、行政による取組みだけではなく、多くの方々の理解と協力が不可欠であることから、引き続き、町民・地域・民間、そして安平町に関わる全ての方々と行政との協働により、安平町の強靱化に向けて計画を推進します。

また、計画を着実に推進するためには、関連計画や関連施策と連携した取組みが必要であることから、庁内の所管部署を中心に横断的な体制のもと、施策の推進に取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

計画に位置づけた施策プログラムを効果的・効率的に展開するため、「第2次安平町総合計画」とともに、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））により進行管理を行います。

また、それらの結果を踏まえるとともに、社会環境の変化や想定する自然災害リスクの変化なども考慮し、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

(別表) 推進事業一覧

※ 一覧には安平町予算事業のみを掲載

(1) 人命の保護

(1-1) 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化

事業名	概要	担当
既存住宅耐震改修補助事業	既存住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事に対して、補助金を支給する。	建設課 施設 G
安平町住宅リフォーム助成事業	住宅リフォーム（耐震改修、バリアフリー改修、断熱・省エネ改修）について助成金を支給する。	建設課 施設 G
長期優良住宅建設助成金	現在販売している町営分譲地を対象に、長期にわたり良好な状態を維持することができる構造及び設備を講じた優良な住宅を建設する建設業者へ助成金を支給する。	政策推進課 政策推進 G
防災支援施設改修整備事業	早来町民センターと早来研修センターを集約し、災害時の避難所、防災備蓄品の保管庫、ボランティアや自衛隊等の災害支援活動の拠点となるよう改修し、併せて耐震化工事を実施する。	教育委員会 社会教育 G
スポーツセンター温水プール天井耐震化改修事業	温水プールの特定天井について、耐震化改修工事を実施する。	教育委員会 社会教育 G

(1-1-2) 建築物等の老朽化対策

事業名	概要	担当
公共施設整備事業	老朽化した公共施設の解体を行う（旧安平小・校長住宅、旭ふれあいの家、旧追分幼稚園、旧消防庁舎、管理室兼車庫、企業向け住宅、大町職員住宅、旧栄町保育園）。	建設課 施設 G
公共施設修繕事業	老朽化した公共施設の修繕工事を実施する（旭陽会館屋根塗装工事、豊栄会館トイレ改修工事、労働会館外壁張替工事）	建設課 施設 G
早来斎場・追分斎場施設修繕計画	早来斎場・追分斎場の老朽化に伴い、緊急性が高い箇所を計画的に修繕する。	税務住民課 住民生活 G
学校施設改修事業	老朽化が著しい学校施設において、児童・生徒の安心安全な教育環境を整備、維持するため、改修工事を実施する。	教育委員会 学校教育 G
学校施設維持補修事業	町内小中学校施設のうち、附属設備等、日常の学校運営において発見された改修箇所を改善することにより、学校施設の安全性を確保する。	教育委員会 学校教育 G
安平町社会教育・社会体育施設等長寿命化計画策定委託業務	教育委員会社会教育グループが所管する社会教育・社会体育施設等について、長寿命化計画を策定する。	教育委員会 社会教育 G
早来町民センター図書室移設委託業務	早来町民センター図書室について、（仮称）早来小中学校図書スペースへの移設・集約を行う。	教育委員会 社会教育 G
しらかば合宿所解体工事	老朽化等により使用を停止しているしらかば合宿所について、解体工事を行う。	教育委員会 社会教育 G
公営住宅等改修事業	老朽化した公営住宅等の外壁塗装・屋根塗装・屋上防水等を実施する（アイリス、追分中央 A 棟～C 棟、あけぼの B 棟、安平駅前、追分北、カームビレッジ G 棟～H 棟）。	建設課 施設 G

公営住宅等 火災報知機交換工事	公営住宅等の火災報知機の交換工事を実施する(対象戸数:362戸)。	建設課 施設 G
公営住宅等灯油 メーター交換事業	公営住宅等の灯油メーターを交換する(あけぼの団地 A・B 棟、追分中央、さつき団地、大町東、追分南、遠浅駅前、北町 A 棟)	建設課 施設 G
公営住宅解体事業	老朽化した公営住宅等の解体を行う(北町公営住宅 15 号・16 号、追分北公営住宅 3 号・9 号・10 号、大町東公営住宅 1 棟)。	建設課 施設 G
教員住宅解体工事	「安平町公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に解体工事を実施する。	教育委員会 学校教育 G
空家住宅購入費 助成事業	町外者が安平町内の 3 年以上居住していない空家住宅を購入した場合、助成金を支給する。	税務住民課 住民生活 G
空家住宅賃貸・賃借 リフォーム助成事業	空家住宅を所有者又は借主が賃貸借のためにリフォームした場合、助成金を支給する。	税務住民課 住民生活 G
空家活用家賃 助成事業	空家を居住目的で借りる場合の家賃の一部を助成する。	税務住民課 住民生活 G
【再掲】 長期優良住宅 建設助成金	現在販売している町営分譲地を対象に、長期にわたり良好な状態を維持することができる構造及び設備を講じた優良な住宅を建設する建設業者へ助成金を支給する。	政策推進課 政策推進 G
【再掲】 安平町住宅 リフォーム助成事業	住宅リフォーム(耐震改修、バリアフリー改修、断熱・省エネ改修)について助成金を支給する。	建設課 施設 G

(1-1-3) 避難場所等の指定・整備		
事業名	概要	担当
【再掲】 防災支援施設改修 整備事業	早来町民センターと早来研修センターを集約し、災害時の避難所、防災備蓄品の保管庫、ボランティアや自衛隊等の災害支援活動の拠点となるよう改修し、併せて耐震化工事を実施する。	教育委員会 社会教育 G
避難所非常用電源 対策事業	指定避難所に指定されている追分公民館について、非常用電源対策として三相電源を設置する。	教育委員会 社会教育 G
防災倉庫建設	防災備蓄品を機能的に保管する倉庫及び災害時に大量に押し寄せる支援物資の受け入れが可能となる倉庫を建設する。	総務課 情報 G
柏が丘公園整備事業	追分地区の柏が丘公園の運営・管理を行う。	建設課 土木・公園 G

(1-1-4) 緊急輸送道路等の整備		
事業名	概要	担当
町道早来安平線改良 舗装事業	第 1 次緊急輸送道路に指定されている早来安平線の改良舗装工事及び、鈴蘭橋の架替事業を実施する(延長 570m、幅員 5.5 (7.5) m)。	建設課 土木・公園 G

(1-1-5) 防災知識・火災予防に関する啓発活動等		
事業名	概要	担当
安平町総合防災 マップ作製事業	既存のハザードマップについて、最大浸水想定区域、警報発表基準、避難所の修正や、土砂災害警戒区域等の掲載を行い、「総合防災マップ」を作製する。	総務課 情報 G

(1-2) 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(1-2-1) 警戒避難体制の整備

事業名	概要	担当
【再掲】 安平町総合防災 マップ作製事業	既存のハザードマップについて、最大浸水想定区域、警報発表基準、避難所の修正や、土砂災害警戒区域等の掲載を行い、「総合防災マップ」を作製する。	総務課 情報 G

(1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(1-3-1) 洪水・内水ハザードマップの作成

事業名	概要	担当
【再掲】 安平町総合防災 マップ作製事業	既存のハザードマップについて、最大浸水想定区域、警報発表基準、避難所の修正や、土砂災害警戒区域等の掲載を行い、「総合防災マップ」を作製する。	総務課 情報 G
救命ボート用 トレーラー整備事業	迅速な救命ボート・船外機の搬送・使用を可能とするため、搬送用のトレーラーを整備する。	総務課 情報 G
【再掲】 安平支署資機材倉庫 建設工事	迅速な救命ボート・船外機の搬送・使用を可能とするため、トレーラー上に救命ボートを乗せたままの状態でも保管できる資機材倉庫を整備する。	総務課 情報 G

(1-3-2) 河川改修等の治水対策

(1-4) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(1-4-1) 暴風雪時における道路管理体制の強化

(1-4-2) 除排雪体制の確保

事業名	概要	担当
建設課公用車（建設 機械）更新事業	除雪体制維持のための計画的な車両更新（R3:除雪グレーダ（3.7級）1台、ハンドガイド除雪機1台を更新）。	建設課 土木・公園 G
除雪運行管理 システム運用事業	除雪車両の運行管理システム導入による除雪作業の効率化を推進（追分地区 R2 導入済み、早来地区 R4 以降導入予定）。	建設課 土木・公園 G

(1-5) 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(1-5-1) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

事業名	概要	担当
防災体制整備事業	災害が発生した際に避難者へ応急的に物資を支給するため、水・食料・毛布等を「安平町災害時備蓄計画」に基づき備蓄する。	総務課 情報 G
【再掲】 避難所非常用電源 対策事業	指定避難所に指定されている追分公民館について、非常用電源対策として三相電源を設置する。	教育委員会 社会教育 G

(1-6) 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(1-6-1) 関係機関の情報共有化

事業名	概要	担当
防災行政無線蓄電池 更新事業	防災行政無線の蓄電池を更新し、停電時の通信を確保する（3年ごと更新）。	総務課 情報 G
防災行政無線保守 点検事業	災害発生時等に住民への情報伝達のため J-ALERT を含む防災行政無線の機能を維持するため保守点検業務を実施する。	総務課 情報 G
消防救急デジタル 無線維持管理事業	消防救急デジタル無線の機能を正常に維持していくため、計画表に基づき定期交換機器を更新する。	総務課 情報 G
早来中学校再建に 伴う関連工事	早来中学校再建に伴い、防災無線の移設工事、新校舎に対する光ファイバー敷設工事を行う。	総務課 情報 G

(1-6-2) 住民等への情報伝達体制の強化

事業名	概要	担当
地域の支え合い事業	地域住民との参加と協力による支え合いや助け合いにより地域福祉の推進を図るため、地域支え合い活動推進事業交付金制度の拡充及び地域見守りネットワークの推進を図る。	健康福祉課 福祉 G
あびらチャンネル 整備事業（防災情報 告知ネットワーク 設備整備工事）	放送機器の保守、故障機器の更新、放送番組の記録保存機器購入を行う。	総務課 情報 G
地域情報通信基盤 整備	民設民営方式による地域情報通信基盤整備に伴い、不要となる安平町で設置した「あびらネット」及び「衛星インターネット」の撤去を行う。	総務課 情報 G
サーバー機器等 更新事業	サーバー機器の OS を最新バージョンに更新する。また、安平公民館に設置している行政用光ファイバーを接続する機器を更改する。	総務課 情報 G
【再掲】 早来中学校再建に 伴う関連工事	早来中学校再建に伴い、防災無線の移設工事、新校舎に対する光ファイバー敷設工事を行う。	総務課 情報 G
行政用端末更新事業	職員が文書作成等で使用する端末機、エリア放送等で使用する端末機の更新を行う。	総務課 情報 G

(1-6-3) 観光客、高齢者等の要配慮者対策

(1-6-4) 帰宅困難者対策の推進

(1-6-5) 地域防災活動、防災教育の推進

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備

事業名	概要	担当
福祉ボランティア ポイント事業	ボランティアポイントを創設し、ボランティアセンターに登録されたボランティア個人にポイントを付与し、地域内消費に使える仕組みを構築する。	健康福祉課 福祉 G

(2-1-2) 非常用物資の備蓄推進

事業名	概要	担当
【再掲】 防災体制整備事業	災害が発生した際に避難者へ応急的に物資を支給するため、水・食料・毛布等を「安平町災害時備蓄計画」に基づき備蓄する。	総務課 情報 G
【再掲】 防災倉庫建設	防災備蓄品を機能的に保管する倉庫及び災害時に大量に押し寄せる支援物資の受け入れが可能となる倉庫を建設する。	総務課 情報 G

(2-2) 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化

事業名	概要	担当
消防操法訓練大会	今後、開催される消防操法大会に関する必要経費。	総務課 情報 G

(2-2-2) 自衛隊体制の維持・拡充

(2-2-3) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

事業名	概要	担当
指揮広報車更新事業	平成 14 年度に配備された指揮広報車を更新する。	総務課 情報 G
消防ポンプ自動車 更新事業	平成 6 年度に早来分団に配置された消防ポンプ自動車を更新する。	総務課 情報 G
高規格救急車更新 事業	平成 23 年度に配備された救急車を更新する。	総務課 情報 G

【再掲】 救命ボート用 トレーラー整備事業	迅速な救命ボート・船外機の搬送・使用を可能とするため、搬送用のトレーラーを整備する。	総務課 情報 G
ホイールローダー 整備事業	災害時の活用のためにホイールローダーを整備する。	総務課 情報 G
消防用ホース更新 事業	経年劣化した消防用ホースについて更新計画に基づき更新する。	総務課 情報 G
救急隊員用感染 防止衣更新事業	現在使用している救急隊員用感染防止衣の経年劣化に伴い更新を行う。	総務課 情報 G
職員用防火服更新 事業	防火服が消耗・経年劣化してきたため更新を行う。	総務課 情報 G
災害時対応備品 整備事業	災害時の活動拠点となる追分出張所において、停電時に備えて移動式ストーブを整備する。	総務課 情報 G

(2-3) 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(2-3-1) 被災時の医療支援体制の強化

事業名	概要	担当
医師確保等支援事業	救急医療体制の確保（休日・夜間診療体制確保）、専門医の確保（かかりつけ医確保、専門科外来診療体制確保）等を行う。	健康福祉課 健康推進 G

(2-3-2) 災害時における福祉的支援

(2-3-3) 防疫対策

事業名	概要	担当
【再掲】 防災体制整備事業	災害が発生した際に避難者へ応急的に物資を支給するため、水・食料・毛布等を「安平町災害時備蓄計画」に基づき備蓄する。	総務課 情報 G
インフルエンザ 予防接種料金助成 事業	法定の 65 歳以上の高齢者の接種料金助成と、感染症流行予防を目的に法定外の中学生以下の子どもを対象に接種料金の一部助成を行う。	健康福祉課 健康推進 G
高齢者の肺炎球菌 接種費用助成事業	法定の 5 歳刻みの 65 歳以上 100 歳未満の高齢者の接種に加え、66 歳以上、2 回目の接種で、前回の接種から 5 年以上経過していて、希望する人の接種料金を安平町独自に助成する。	健康福祉課 健康推進 G
緊急風しん抗体検査 事業	予防接種法施行令一部改正を踏まえ、風しん抗体保有率が低い昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日までに出生した男性を予防接種の定期接種の対象とし、原則無料で定期接種を実施する。	健康福祉課 健康推進 G
予防接種事業 (A 類疾病、定期 (法定) 接種)	予防接種法に基づく A 類疾病定期予防接種を 0～16 歳までの対象者に無料で実施する。	健康福祉課 健康推進 G
救急隊員感染防止 対策推進事業	救急隊員の感染防止及び感染拡大を防ぐために、B 型肝炎・麻疹・風しん・水痘・流行性耳下腺炎・破傷風の血中抗体検査及びワクチン接種を実施する。	総務課 情報 G
ノロウイルス検査 事業	ノロウイルスへの感染の恐れが高い冬季間に検査を実施する。	教育委員会 学校教育 G

(2-3-4) 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮		
事業名	概要	担当
【再掲】 防災体制整備事業	災害が発生した際に避難者へ応急的に物資を支給するため、水・食料・毛布等を「安平町災害時備蓄計画」に基づき備蓄する。	総務課 情報 G

(3) 行政機能の確保

(3-1) 町内外における行政機能の大幅な低下

(3-1-1) 災害対策本部機能等の強化		
事業名	概要	担当
【再掲】 防災行政無線蓄電池更新事業	防災行政無線の蓄電池を更新し、停電時の通信を確保する（3年ごと更新）。	総務課 情報 G
【再掲】 防災行政無線保守点検事業	災害発生時等に住民への情報伝達のため J-ALERT を含む防災行政無線の機能を維持するため保守点検業務を実施する。	総務課 情報 G
【再掲】 サーバー機器等更新事業	サーバー機器の OS を最新バージョンに更新する。また、安平公民館に設置している行政用光ファイバーを接続する機器を更改する。	総務課 情報 G
追分出張所扉改修事業	追分出張所庁舎の老朽化により扉枠のゆがみ・腐食等が見られるため、改修工事を行う。	総務課 情報 G
追分出張所煙突アスベスト飛散防止対策事業	追分出張所庁舎に設置されているボイラーの煙突内に微量のアスベストが含まれていることが判明したため、飛散防止工事等を行う。	総務課 情報 G
【再掲】 安平支署資機材倉庫建設工事	迅速な救命ボート・船外機の搬送・使用を可能とするため、トレーラー上に救命ボートを乗せたままの状態でも保管できる資機材倉庫を整備する。	総務課 情報 G
安平支署庁舎空調設備保守点検	安平支署庁舎の空調設備について、フロン排出抑制法で定められた定期点検と併せて、保守点検を実施する。	総務課 情報 G
遠浅消防会館屋根葺替工事	平成2年度に建設された遠浅消防会館の屋根の劣化に伴い、屋根葺替工事を実施する。	総務課 情報 G
【再掲】 救急隊員用感染防止衣更新事業	現在使用している救急隊員用感染防止衣の経年劣化に伴い更新を行う。	総務課 情報 G
【再掲】 職員用防火服更新事業	防火服が消耗・経年劣化してきたため更新を行う。	総務課 情報 G
【再掲】 災害時対応備品整備事業	災害時の活動拠点となる追分出張所において、停電時に備えて移動式ストーブを整備する。	総務課 情報 G

(3-1-2) 行政の業務継続体制の整備		
事業名	概要	担当
災害救助法事務システム経費	北海道胆振東部地震の際に導入した被災者支援システム等のシステム運営に係る経費。	総務課 情報 G
【再掲】 サーバー機器等更新事業	サーバー機器の OS を最新バージョンに更新する。また、安平公民館に設置している行政用光ファイバーを接続する機器を更改する。	総務課 情報 G
【再掲】 行政用端末更新事業	職員が文書作成等で使用する端末機、エリア放送等で使用する端末機の更新を行う。	総務課 情報 G

(3-1-3) 広域応援・受援体制の整備		
事業名	概要	担当
公用車購入事業	老朽化が著しい車両や走行距離の多い公用車について、更新計画により入れ替えを行う。	総務課 総務 G
【再掲】 救急隊員用感染防止衣更新事業	現在使用している救急隊員用感染防止衣の経年劣化に伴い更新を行う。	総務課 情報 G
【再掲】 職員用防火服更新事業	防火服が消耗・経年劣化してきたため更新を行う。	総務課 情報 G

(4) ライフラインの確保

(4-1) 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(4-1-1) 再生可能エネルギーの導入拡大

(4-1-2) 電力基盤等の整備		
事業名	概要	担当
【再掲】 避難所非常用電源対策事業	指定避難所に指定されている追分公民館について、非常用電源対策として三相電源を設置する。	教育委員会 社会教育 G
公共施設 LED 化事業	公共施設等における照明施設の LED 化を実施する（LED 化への変更・リース料）。 （対象施設） ・ 追分斎場 ・ 農産物加工研究センター ・ 公営住宅等（追分南、遠浅駅前、カームビレッジ、追分中央、早来大町東、早来あけぼの、安平駅前、早来北町） ・ 自治会館（北町会館、花園若草会館、青葉会館） ・ 安平町ふれあい交流館 ・ ぬくもりセンター ・ 温水プール・追分公民館 ・ 追分小学校	税務住民課 住民生活 G 産業経済課 農政・畜産 G 建設課 施設 G 健康福祉課 福祉 G 住民サービス課 住民サービス G 教育委員会 社会教育 G 教育委員会 学校教育 G

町内街灯整備事業	町内の街灯のLED化を行う（1,380灯（総数1,742灯））。	建設課 施設G
ときわ公園整備事業	ときわ公園の外灯についてLED化の工事を実施する（8箇所）。	建設課 土木・公園G

(4-1-3) 多様なエネルギー資源の活用

(4-1-4) 石油燃料等供給の確保

(4-2) 食料の安定供給の停滞

(4-2-1) 食料生産基盤の整備

事業名	概要	担当
水利施設等保全 高度化事業（畑地帯 担い手育成型）	以下の2地区で事業を実施する。 （追分地区）受益面積：587.6ha 畑地かんがい：面積60.2ha 延長13,071m 明渠排水：延長2,064m 暗渠排水：面積8.6ha 区画整理：面積20.9ha （春日地区）受益面積：354.5ha 畑地かんがい：面積23.4ha 延長12,588m 区画整理：69.7ha 暗渠排水：62.4ha	産業経済課 土地改良・林務G
基幹水利施設管理 事業	瑞穂ダム維持管理事業として、設備機器の更新及び修繕等を実施する（受益面積：1,116.72ha、国：30% 道：30% 町：40%）	産業経済課 土地改良・林務G
道営農村地域防災 減災事業	新栄地区において、用水路の改修工事を実施する（延長800m、受益面積76.4ha）。	産業経済課 土地改良・林務G
農地耕作条件改善 事業	安平第3地区において、暗渠排水（16.75ha）の整備を実施する。	産業経済課 土地改良・林務G
機構集積協力交付金	担い手への農地集積の協力に対して補助を行う。	農業委員会
耕畜連携支援事業	酪農家の自給飼料確保強化と耕種農家の輪作体系改善を図るため、耕種農家にデントコーンの作付を委託した酪農家に助成を行う。	産業経済課 農政・畜産G
地域農業支援 システム整備事業	地域農業の課題を解決するために必要となる共同利用作業機械の導入を支援する。	産業経済課 農政・畜産G
緑肥導入促進事業	土壌病害虫予防のため、緑肥導入を促進する。	産業経済課 農政・畜産G
土壌分析推進事業	土壌分析結果に基づく適切な施肥や土壌改良を行うことで経営の効率化を図る。	産業経済課 農政・畜産G
ゲノミック評価に よる和牛改良事業	遺伝子情報の解析によって、的確に後継牛を判断し繁殖牛群の高位平準化に努め、素牛市場における有利販売につなげる。	産業経済課 農政・畜産G

酪農・畜産特別対策事業	優良乳牛の導入に要する経費及び草地更新に要する費用の一部を助成し酪農・畜産の振興を図る。	産業経済課 農政・畜産 G
公共牧場施設管理強化対策事業	草地の悪化は牛の体力低下や疾病につながることから、調査に基づき、草生の悪くなった牧区について計画的に草地更新を行う。	産業経済課 農政・畜産 G
新規就農対策事業	新規就農者の獲得及び就農させるため必要な研修等を行う安平町農業担い手育成協議会に対し補助を行う。	産業経済課 農政・畜産 G
農業次世代人材投資事業	農業経営を開始してから経営が安定するまでの 5 年間交付金を交付する。	産業経済課 農政・畜産 G

(4-2-2) 地場農産物の付加価値向上と販路拡大		
事業名	概要	担当
農産物直売・加工推進事業	3人以上農業者が組織する団体等が行う直売・加工に必要な経費の助成を行う。	産業経済課 農政・畜産 G
環境保全型農業直接支払交付金事業	環境保全型農業に取り組む農業者に対し交付金を交付する。	産業経済課 農政・畜産 G
あびら交流センター拠点化推進事業	あびら交流センターが地域活性化の拠点として活用されるために必要な事業を行う。	産業経済課 農政・畜産 G

(4-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(4-3-1) 水道施設等の防災対策		
事業名	概要	担当
追分地区水道再編推進事業 (道営対象)	旧追分地区飲雑用水道の老朽化に伴う道営事業による更新を実施する(取水、導水、浄水、送水、配水施設等の整備)。	水道課 水道 G
追分地区水道再編推進事業 (道営対象外)	道営事業に合せて取水施設、追分浄水場、導水管の整備及び道営対象外施設の整備を実施する。	水道課 水道 G
緊急連絡管新設事業	緊急連絡管の新設を実施する(場所:追分弥生-安平間、延長:3,200m)	水道課 水道 G
基幹管路耐震化整備事業	基幹管路の耐震化整備を実施する(延長 30,457m)。	水道課 水道 G
水道施設改修事業	水道施設の改修として、配水池等の樹脂防水、機器の更新、急速ろ過設備、北進浄水場及び配水池の耐震診断、給配水管改修工事等を実施する。	水道課 水道 G
消火栓取替事業	老朽化した消火栓の更新を行う(早来地区:43基、追分地区:20基 合計:63基)。	水道課 水道 G
雑用水道給水切替事業	旧雑用水道から町水道への切替工事を実施する(早来地区 46件、追分地区 107件)。	水道課 水道 G

(4-3-2) 下水道施設等の防災対策		
事業名	概要	担当
公共下水道整備事業	公共下水道について管渠新設工事を実施する。 (安平処理区) 計画面積：83.3ha 計画人口：340人 管きょ工：8.8km 処理場：安平(210 m ³ /日)3池 (追分処理区) 計画面積：205.5ha 計画人口：2,680人 管きょ工：42.2km 処理場：追分(1,600 m ³ /日)2池	水道課 下水道 G
下水道ストックマネジメント支援制度	「下水道ストックマネジメント計画」に位置づけられた長寿命化対策及び更新事業を実施する(早来浄化センター、安平浄化センター、追分浄化センター、マンホールポンプ所)。	水道課 下水道 G
下水道施設機器等維持修繕事業	下水道施設機器について、修繕を実施する(早来浄化センター、安平浄化センター、追分浄化センター、マンホールポンプ所)。	水道課 下水道 G

(4-4) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(4-4-1) 道路交通ネットワークの整備		
事業名	概要	担当
遠浅酪農2号線改良舗装事業	町道遠浅酪農2号線について、改良舗装工事を実施する(延長3,650m、幅員5.5(7.5)m)。	建設課 土木・公園 G

(4-4-2) 道路施設の防災対策等		
事業名	概要	担当
道路施設修繕事業	舗装及び道路付属物について修繕計画に基づき実施する。	建設課 土木・公園 G
道路橋定期点検事業	道路橋梁について、道路法令に基づく点検を実施する(対象85橋)。	建設課 土木・公園 G
橋梁長寿命化修繕事業	橋梁の長寿命化に向けて、修繕工事を実施する(対象22橋)。	建設課 土木・公園 G

(4-4-3) 広域的な公共交通の維持		
事業名	概要	担当
JR室蘭線の利用促進等事業	JR室蘭線の維持確保に向けて、利用促進策を講じる。	地域推進課 地域推進 G
JR石勝線代替輸送事業	JR石勝線「追分-川端間の最終普通列車の廃止」に対する代替策であるタクシー輸送業務をハイヤー会社に委託して実施する。	地域推進課 地域推進 G
地域公共交通対策事業	「安平町地域公共交通網形成計画」に基づき、賢く上手な利用の啓発、利用者流動化・活性化、調査研究に関する施策推進を行う。	地域推進課 地域推進 G
循環バス運行事業	「安平町地域公共交通網形成計画」に基づき、「循環バス」を運行する。	地域推進課 地域推進 G

デマンド交通運行事業	安平町商工会が事業主体となって運行するデマンドバス運行事業に対して補助を行う。また、完全自動運転技術の開発に向けた MONET 事業を併せて実施。	地域推進課 地域推進 G
安平町公共交通利用者助成事業	安平町地域公共交通機関を利用し、医療機関等への通院及び市街地へ買い物等に来る高齢者、障がい者等の経済的負担の軽減を図るため、利用料の支払いに使用できる共通回数乗車券を交付する。	健康福祉課 福祉 G

(5) 経済活動の機能維持

(5-1) 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(5-1-1) リスク分散を重視した企業立地等の推進

事業名	概要	担当
企業誘致 PR 事業 (企業誘致推進事業経費)	戦略的な企業誘致を行うための各種 PR 経費。	政策推進課 政策推進 G
工業団地維持管理事業	臨空工業団地内の立地企業へ安定した給水を行うため、浄水場施設の計画的な設備更新を行う。	政策推進課 政策推進 G
サテライト オフィス整備事業	北海道胆振東部地震の際に活用したトレーラーハウスなどを用いてサテライトオフィスやワーケーション推進に向けたワーキングスペースを整備し、リモートワーク環境を確保する。	政策推進課 政策推進 G

(5-1-2) 企業の業務継続体制の強化

(5-1-3) 被災企業等への金融支援

(6) 二次災害の抑制

(6-1) ため池の機能不全等による二次災害の発生

(6-1-1) ため池の防災対策

事業名	概要	担当
【再掲】 安平町総合防災 マップ作製事業	既存のハザードマップについて、最大浸水想定区域、警報発表基準、避難所の修正や、土砂災害警戒区域等の掲載を行い、「総合防災マップ」を作製する。	総務課 情報 G

(6-2) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(6-2-1) 森林の整備・保全

事業名	概要	担当
安平町民有林振興 対策事業 (造林推進)	町有林について、人工造林を実施する（面積：20ha×3年間、樹木本数：2,000本/ha）。	産業経済課 土地改良・林務 G

安平町有林管理事業 (公共)	町有林について、下刈 (50.28ha)、地拵 (16.54ha)、造林 (16.54ha)、野ねずみ防除 (37.60ha)、森林作業道整備 (2,000m)、毎木調査 (16.54ha) 等の管理を実施する。	産業経済課 土地改良・林務 G
エゾシカ侵入柵設置 事業	エゾシカ侵入防止柵の設置について助成を実施する。	産業経済課 土地改良・林務 G

(6-2-2) 農地・農業水利施設等の保全管理		
事業名	概要	担当
【再掲】 水利施設等保全 高度化事業 (畑地帯 担い手育成型)	以下の2地区で事業を実施する。 (追分地区) 受益面積: 587.6ha 畑地かんがい: 面積 60.2ha 延長 13,071m 明渠排水: 延長 2,064m 暗渠排水: 面積 8.6ha 区画整理: 面積 20.9ha (春日地区) 受益面積: 354.5ha 畑地かんがい: 面積 23.4ha 延長: 12,588m 区画整理: 69.7ha 暗渠排水: 62.4ha	産業経済課 土地改良・林務 G
【再掲】 基幹水利施設管理 事業	瑞穂ダム維持管理事業として、設備機器の更新及び修繕等を実施する (受益面積: 1,116.72ha、国: 30% 道: 30% 町: 40%)	産業経済課 土地改良・林務 G
【再掲】 道営農村地域防災 減災事業	新栄地区において、用水路の改修工事を実施する (延長 800m、受益面積 76.4ha)。	産業経済課 土地改良・林務 G
【再掲】 農地耕作条件改善 事業	安平第3地区において、暗渠排水 (16.75ha) の整備を実施する。	産業経済課 土地改良・林務 G

(7) 迅速な復旧・復興等

(7-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(7-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備

事業名	概要	担当
災害廃棄物処理計画 策定事業	平成30年北海道胆振東部地震時に作成した「災害廃棄物処理実行計画」を踏まえ、災害発生時の廃棄物処理について計画を策定する。	税務住民課 住民生活 G

(7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(7-2-1) 災害対応に不可欠な企業・団体等、ボランティアとの連携

(7-2-2) 行政職員の活用促進